

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

平成 27 年 11 月 20 日
農 林 水 産 大 臣 公 表

一部改正 平成 31 年 月 日

※ 朱書き：改正案

前文

- 1 牛疫は、国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）~~など~~等の国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 牛疫は、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば、
 - ① （1） 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - ② （2） 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - ③ （3） 地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
 - ④ （4） 国際的にも牛疫の非清浄国として信用を失うおそれがある
 ことから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 3 平成 23 年 6 月、FAO 及び国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）は、牛疫の世界的な撲滅を宣言し、その後、FAO 及び OIE の主導で、研究機関等が保持する牛疫ウイルスは基本的に廃棄され、安全性を確認した認定施設でのみ隔離管理する方針が決定された。平成 27 年 6 月には、その方針に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究 ~~所~~部門 がアジア地域唯一の牛疫ウイルス含有物質の所持施設（牛疫ウイルスの所持及びワクチンの製造及び保管施設）として認定された。
- 4 他方で、何らかの原因で牛疫が再興する可能性を完全には否定できないことから、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。）及び関係団体と

が緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

- 5 なお、本指針については、海外における牛疫の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1 基本方針

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年11月20日農林水産大臣公表。平成31年月日一部改正。以下「口蹄疫防疫指針」という。）第1を準用する。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

口蹄疫防疫指針第2を準用する。

第3 異常家畜の発見及び検査の実施

1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者又は獣医師から、異常家畜に関する届出があり、当該通報の内容が次の④（1）及び⑤（2）のいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

④（1）複数の家畜に40.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内又は鼻腔内に出血、びらん又は潰瘍があること。

⑤（2）死亡家畜が急激に増加していること。

~~また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。~~

2 都道府県による臨床検査及び解剖検査

（1）家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、代表的な数頭）の病変部位及び症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。また、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

（2）家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の④（1）及び⑤（2）に掲げる異状を確認し、牛疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防

疫指針第3の2の（3）に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第3の2から8までに基づき対応する。

㊦ （1） 当該死体を十分に消毒する。

㊧ （2） 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

㊨ （3） 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

㊩ （4） 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

㊪ （5） 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（3）都道府県畜産主務課は、（2）により解剖検査を行う旨の連絡を受けた場合には、異常家畜の写真、臨床検査の結果及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

3 検体の送付

都道府県は、2の（2）により解剖検査を行う場合には、血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究 ~~所~~部門 海外病研究施設（以下「動物衛生研究 ~~所~~部門」という。）に搬入する。

4 農場における措置

（1）都道府県は、3により検体を動物衛生研究 ~~所~~部門 に送付した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア 生きた家畜

イ 生乳

ウ 採取された精液及び受精卵

エ 家畜の死体

オ 敷料、飼料、排せつ物等

カ 家畜飼養器具

- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ③ 当該農場及び飼養衛生管理区域の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

(2) 都道府県は、3により動物衛生研究 ~~所~~ 部門 に検体の送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する過去 28 日間の次の情報を動物衛生課に提出する。

- ① 飼養家畜の移出入
- ② 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲
 - ア 農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場（家畜の飼養農場をいう。以下同じ。）の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等の複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 精液及び受精卵の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

5 動物衛生研究 ~~所~~ 部門 による検査

動物衛生研究 ~~所~~ 部門 は、3により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査（ウイルス分離検査 ~~← ELISA 法による検査~~ 及び RT-PCR 等の遺伝子検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

6 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究 ~~所~~ 部門 に送付した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5により動物衛生研究 ~~所~~ 部門 が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
- (3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地若しくは焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の確保（農林水産省の保有する大型防疫

資材の利用の有無を含む。)

(5) 消毒ポイントの設置場所の検討

(6) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

7 その他

2から6までの措置は、家畜の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、と畜場、家畜市場等から牛疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場、当該家畜市場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。

第4 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。

- ① 病変部位の写真、疫学情報及び第3の5の動物衛生研究所~~所~~部門が行う遺伝子検査の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第8の1の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第11の1の（2）の家畜について、病変部位の写真から牛疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。
- ② ①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所~~所~~部門が行うウイルス分離検査、~~ELISA法による検査~~及び血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後

直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、牛疫ウイルスが分離された家畜
- ② 牛疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により牛疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ~~③ 牛疫に特有の臨床症状が明確であり、ELISA法による検査により牛疫ウイルスの抗原が検出された家畜~~

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合、当該患畜確認時に当該と畜場、家畜市場等で患畜と同居している家畜及び患畜の出荷農場において飼養されている家畜についても疑似患畜とする。）
- ② 牛疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により牛疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 第8の移動制限区域内又は第11の1の(2)の家畜の飼養農場において、牛疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ④ 患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっている者が、患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜
- ⑤ 第11の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜
- ⑥ 第11の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜
- ⑦ 第11の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）

る。)と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第5 病性等判定時の措置

□蹄疫防疫指針第5を準用する。

第6 発生農場等における防疫措置（法第16条・第21条・第23条・第25条）

□蹄疫防疫指針第6を準用する。

第7 通行の制限又は遮断（法第15条）

□蹄疫防疫指針第7を準用する。

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

□蹄疫防疫指針第8の1を準用する。

2 制限区域の変更

□蹄疫防疫指針第8の2を準用する。

3 制限区域の解除

家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）及び家畜等の搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（1）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理及び法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後17日が経過した後に実施する第11の2の（2）の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

（2）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過して

いること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家畜
- (2) 発生農場及び発生農場から半径1 ~~キロメートル~~ km以内の区域にある農場（第11の2の(1)の発生状況確認検査により、陰性を確認された農場を除く。）で搾乳された生乳。
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4) 家畜の死体
- (5) 排せつ物等
- (6) 敷料、飼料、家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
 - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
 - ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
 - カ 移動中は消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経過を記録、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

（２）制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、（１）の③のアからウまでの措置を講ずる。

（３）制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（４）その他

（１）から（３）までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後 28 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 28 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径 ~~5 キロメートル~~ **km** 以内の区域を除く。）への家畜等の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第9 家畜集合施設の開催等の制限（法第 33 条・第 34 条）

□蹄疫防疫指針第9を準用する。

第10 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）

□蹄疫防疫指針第10を準用する。

第11 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

（1）疫学調査の実施方法

都道府県は、第3の4の（2）により収集した疫学情報及びその後に収集した情報をもとに、ウイルスに汚染したおそれのある家畜（以下、「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。なお、疫学調査にあたっては、必要に応じて、人、車両等の出入りの状況を直接農場等で確認する。

（2）疫学関連家畜

（1）の調査の結果、次の①から④までに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床症状の観察を行う（（1）又は発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く）とともに、患畜又は疑似患畜との接触後21日を経過した後に血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究所 部門 に送付する。

- ① 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（第4の2の（2）の②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜
- ③ 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜又は疑似患畜（第4の2の（2）の②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜
- ④ 第4の2の（2）の⑤から⑦に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

なお、病性等判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家畜について、疫学関連家畜とする。

（３）疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

（２）で疫学関連家畜と判断してから、患畜又は疑似患畜との接触後 21 日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第 32 条に基づき疫学関連家畜飼養農場の次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた家畜
- ② 生乳
- ③ 採取された精液及び受精卵
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 敷料、飼料、排せつ物等
- ⑥ 家畜飼養器具

２ 移動制限区域内の周辺農場の検査

（１）発生状況確認検査

都道府県は、牛疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① 電話調査

都道府県は、第 4 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

② 立入検査

ア 都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 4 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として 24 時間以内に、少なくとも発生農場から半径 1 ~~キロメートル~~ km 以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6 頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満 24 月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、満 17 月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては 200 頭以上、牛（月齢が満 4 月以上満 24 月末満（肥育牛にあ

っては、満4月以上満17月未満)のものに限る。)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体(血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節)を採材し、動物衛生研究 所~~部門~~に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。)のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を実施する。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体(血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節)を採材し、動物衛生研究 所~~部門~~に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施する。

(2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後17日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場に限る。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体(血液)を採材し、動物衛生研究 所~~部門~~に送付する。

3 動物衛生研究 所~~部門~~による検査

動物衛生研究 所~~部門~~は、1の(2)及び2の(2)により都道府県から検体の送付があった場合には血清抗体検査を行い、2の(1)により都道府県から検体の送付があった場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。またそれらの結果について、動物衛生課に報告する。

4 1の(2)又は2の検査で異状又は要請が確認された場合の対応

(1) 農林水産省は、1の(2)又は2の検査及びこれらの検査後に行う3の検査の結果について、第4の判定を行う。

- (2) 農林水産省は、1の調査及び2の検査並びにこれらの検査後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第4の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

5 検査員の遵守事項

1及び2の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ④ (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1及び2の調査又は検査において、農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- ④ (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- ④ (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ④ (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ④ (5) 立ち入った農場の家畜について1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第12 ワクチン（法第31条）

- 1 動物衛生研究 所 ~~部~~部門が製造、保管する現行のワクチンは、生涯にわたって感染を完全に防御することができることから、極めて高い防疫効果がある。

他方で、ワクチン接種した場合、清浄国への復帰が遅れ、我が国の畜産物の輸出に影響を及ぼすおそれがある。

- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する。

- ④ (1) 通報の遅さ（病変の状態、発症畜数等）
- ④ (2) 感染の広がり（疫学関連家畜飼養農場数）
- ④ (3) 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山・河川の有無等の地理的状况）

④ (4) 埋却を含めた防疫措置の進捗状況

3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた特定家畜伝染病緊急防疫指針を策定し、公表する。

④ (1) 実施時期

④ (2) 実施地域

④ (3) 対象家畜

④ (4) その他必要な事項

4 都道府県は、特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。その際、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

第 13 消毒薬

牛疫ウイルスは、エンベロープを有するウイルスであることから、脂溶性消毒薬（アルコール等）など多くの一般的な消毒薬が有効である。

第 14 家畜の再導入

□ 蹄疫防疫指針第 14 を準用する。

第 15 発生の原因究明

□ 蹄疫防疫指針第 15 を準用する。

第 16 その他

□ 蹄疫防疫指針第 16 を準用する。